

福井市放課後児童クラブ事業業務 公募型プロポーザル質問及び回答（12月8日受付分）

受付順	質問内容	回答
1	児童送迎のための保護者用駐車場について、最低確保台数の指定はあるか。	最低確保台数の一基準は設けていません。ただし、登録予定児童数に応じ、近隣住民や周辺道路の交通に支障や混乱が生じないよう、適切な規模の駐車場を確保してください。
2	委託期間終了時に余剰金が発生した場合、どのように処理すべきか。	余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越して使用してください。
3	徴収するおやつ代は1人当たりどの程度が目安か。	おやつ代はクラブ会計とは分け、購入費の実費のみを徴収してください。金額は、近隣クラブの設定を参考にして決定してください。
4	放課後児童クラブを運営するにあたり、スポーツ安全協会の保険に加入すべきか。	児童の安全確保と万一の事故に備えるため、スポーツ安全協会の保険を含め、必要な保険への加入を検討してください。
5	委託期間が1年間ですが、将来的にも年度更新の方針か。	委託期間は原則1年間ですが、業務が良好に遂行されている場合には、次年度以降も単年度ごとに随意契約で継続する場合があります。
6	障がい児受入加算について、子ども子育て交付金では障害児受入推進事業がこれに類似すると思う。子ども子育て交付金の受入推進事業では、受け入れるために必要な知識をもつ支援員を増員配置することが主として記載されているが、この障がい児受入加算においては、支援員の配置ではなく児童の登録で考えればよいか。	お見込みのとおり、児童の登録の有無で判断します。
7	協力法人での連携を考えているが、協定書も添付必要でしょうか。また原本の提出が必要か。	代表法人との連携を示す書類（協定書や委託契約書など）を参考資料として添付してください。提出は写しで構いませんので、原本の提出は不要です。